

表 9

電気通信事業法による資格を有する者に対する試験の一部免除（規則第8条第3項）

受験者が現に有する資格者証の種類	受験する資格	免除する科目
伝送交換主任技術者	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第一級陸上無線技術士 第二級陸上無線技術士	無線工学の基礎及び 無線工学 A
	第三級総合無線通信士	無線工学の基礎
線路主任技術者	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士 第三級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第一級陸上無線技術士 第二級陸上無線技術士	無線工学の基礎
工事担任者（第一級アナログ通信、第一級デジタル通信及び総合通信に限る。） （注）	第二級総合無線通信士 第三級総合無線通信士 第二級海上無線通信士	無線工学の基礎

注 電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令（令和2年総務省令第八十五号）附則第3条第18項の規定により、なおその効力を有するものとされる A I 第二種及び D D 第二種並びに工事担任者規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第七十八号）附則第2条第1項の規定により、なお効力を有するものとされるアナログ第一種、アナログ第二種、デジタル第一種、デジタル第二種及びアナログ・デジタル総合種を含む。